

令和8年度 臨時職員業務内容一覧

1. 管理人

職種	勤務時間	業務内容	単価	勤務場所
文化センター	17時00分～21時30分 (夜間)	管理業務 閉館業務として、冷暖房操作業務・会議室大ホール内及び、敷地・駐車場巡回・業務日誌への記入・会議室備品の整理整頓・PCでの会議室看板作成・その他指示する事務や作業等 事業 事業開催時の駐車場誘導 他 ※土日祝日を含めローテーションによる勤務 ※週2日程度	1,140円	四街道市文化センター
問合せ先 043-423-1618				
保養センター	①8時15分～17時15分 (うち60分休憩時間)	開館及び閉館業務、設備機器等の操作・点検、建物内外の巡回及び日常清掃、簡易的な修繕及び植栽管理、使用後の諸室清掃、電話対応、申請書・使用料金の徴収、簡単なパソコンの入力作業等の受付業務	1,140円	四街道市国民保養センター
問合せ先 043-432-6410	②9時15分～17時15分 (うち60分休憩時間)	※土日祝日を含めローテーションによる勤務 ※①か②の勤務時間で週2日程度		
都市公園	(3～10月) 8時30分～17時30分 (うち60分休憩時間)	・公園管理人 近隣公園(中央公園・千代田・物井さとくらし・美しが丘・鷹の台・わらび・池花)の管理事務所にて、野球場(中央のみナイター期間は夜間勤務あり)、庭球場(池花を除く)の受付及び管理、園内全域の清掃とその他管理全般に関わること。 ※土日祝日を含めローテーションによる勤務 ※週3日程度	1,140円	四街道市内の近隣公園
問合せ先 駐車場・公園係 043-423-1421	(11～2月) 7時30分～16時30分 (うち60分休憩時間)			
鹿放ヶ丘ふれあいセンター	17時15分～21時15分	開館・閉館業務、受付業務(利用者の対応、電話対応、利用料徴収、申請受付、利用料金の納入、他)施設内外の点検・清掃及びグラウンド使用受付及び奉納金徴収 ※土日祝日を含めローテーションによる勤務 ※週1～2日程度	1,140円	鹿放ヶ丘 ふれあいセンター

2. 窓口事務

職種	勤務時間	業務内容	単価	勤務場所
文化センター	8時30分～17時30分 (うち60分休憩時間)	管理業務 施設予約事務(入金及びパソコン利用受付他)施設利用状況の作成補助・事務室内簡易整理他指示された事務作業 事業 事業開催時、ホール内等での接客、案内他 ※土日祝日を含めローテーションによる勤務 ※週2～3日程度	1,140円	四街道市文化センター
総合公園体育館	①7時30分～16時30分	施設利用の窓口事務全般(パソコン操作・統計事務・電話応対・会場準備等)及び館内巡回、開館業務、自主事業等の手伝い等、体育館を主とした総合公園についての管理運営業務	1,140円	四街道総合公園体育館
問合せ先 043-433-1111	②8時30分～17時30分	※勤務時間は左の①～③の割振りによる ※土日祝日を含めローテーションによる勤務 ※週2日程度		
	③16時30分～21時30分			

3. 作業員

職種	勤務時間	業務内容	単価	出勤場所
公園巡回作業員	(3～10月) 9時00分～17時00分 (うち60休憩時間)	市内全域(公園・緑地)の除草・植栽管理、防腐剤塗布作業等、ゴミ回収、ガソリン・灯油等の給油及び購入、用具等の買い出しと搬出及び園内に設置された施設の点検と簡易修繕等・その他。 ※天候・作業内容により勤務調整あり。 ※ローテーションによる勤務 ※週2日程度	1,300円	四街道市文化センター
問合せ先 駐車場・公園係 043-423-1421	(11～2月) 9時00分～16時00分 (うち60休憩時間)			

※業務内容、勤務時間については、現状のものとなりますので変更になる場合があります。

【共通事項】

- ・契約期間
1年間(勤務成績により最長5年勤務することができます。)
※雇用契約期間は年度単位となります。
- ・雇用年齢上限
71歳まで(令和8年4月1日現在) ※昭和29年4月1日以降に生まれた方
- ・勤務日数及び時間
月14日以内または120時間以内で、勤務割振表等により指定する日数及び時間
上表「単価」欄のとおり※職種によっては所定外労働があります。
- ・賃金
通勤最短距離が2km以上のうち、交通機関を利用1日300円または、交通用具を利用1日100円(距離により金額変動)ただし、出勤ごとに、交通機関利用か交通用具利用かを変更することはできません。
時間外勤務賃金及び交通費の計算期間は、月の1日から末日までとし支給日は翌月15日となります。
※支給日が土日祝日の場合は、直近の平日となります。
- ・賃金等の支給日
適用外
- ・社会保険
法令に定める適用加入要件を満たした場合は加入します。(対象となる職種あり)
- ・雇用保険
・その他については公益財団法人四街道市地域振興財団臨時職員規程及び労働基準法、その他の法令の定めによります。